

10. 学生車両通学規定

学生車両通学規定

(目的)

第1条 この規定は、本学院が定めた安全運転宣言を守り、交通事故防止の徹底を図るためのものである。

(車両登録)

- 第2条 (1) 学生が車両(自動車及び原動機付自転車)で通学する場合は、所定の手続きを経て車両登録を行ない、校長の許可を受けなければならない。
- (2) 車両を登録し、それを許可する基準は次の通りとする。
- ① 車両は、**必ず任意保険に加入**していること。
 - ② 車両は、違法改造してはならない。(立入検査実施)
 - ③ 車両(自動車)は、原則として5ナンバー車及び4ナンバー車とする。
また、二輪車は原動機付自転車(原付)とする。但し二輪車において特別な場合については審査の上、原付以上の車両を許可する事がある。
 - ④ 通学距離が10km以上で、公共交通機関を利用することが不便な者とする。
なお、特別な理由がある場合は別途交通安全委員会にて協議する事とする。
 - ⑤ この条件に該当しない者より申請があった場合は、審査の上決定する。
 - ⑥ 自動車での通学を希望する者は、駐車場を確保できる者。
- (3) 車両登録を行なった者に対して、車両通学許可証を発行する。
- ① 車両通学時は常に車両通学証を携帯すること。
- (4) 車両登録期間は1年間とする。
- ① 更新する場合は(2)の規定を準用する。
 - ② 状況により運転経歴書の提出を求めることがある。

(車両の運行)

- 第3条 車両を運行するにあたっては、交通法規を遵守し、安全運転に努めなければならない。
- (1) 自動車を運行するときは、必ずシートベルトを着用すること。
 - (2) 原動機付自転車及び二輪車を運行するときは、必ずヘルメットを着用すること。
 - (3) 事故・違反を起こした場合、「事故・違反報告書」を提出すること。
 - (4) 本学院主催の交通安全講習および地域団体主催の交通安全大会に参加すること。

(罰則)

第4条 再三の指導にかかわらず、前各条項の規定に違反する者は、車両による通学を禁止し、学則条項により懲戒処分を行なうものとする。